

平成23年3月29日

記者発表

建設工事に係る公共調達制度の見直しについて

平成20年6月施行の新公共調達制度において、条件付き一般競争入札を全面導入し、予定価格3千万円以上の全ての建設工事に総合評価方式を導入しました。

総合評価方式については、過度な低価格競争における工事の品質低下を防ぐため価格と品質の両面から評価するもので、予定価格1億円以上の工事に、「具体の技術提案」を求める「標準型」を、また、予定価格3千万円以上1億円未満の工事に、「技術者の能力」や「地域貢献」等により評価する「簡易型(平成21年2月からは緊急経済対策により「特別簡易型」を適用)」、「特別簡易型」を導入してきました。

このうち特別簡易型の総合評価方式は、優秀な技術者の常時雇用や県内調達などの企業努力を行った企業に、それらの努力に対するインセンティブとして入札時に優遇し、また、工事が行われる地元の企業を優遇するものであるが、そのような優遇が新たに参入しようとする企業に過度の参入障壁を与えているので、これを廃止又は軽減して欲しいとの意見が数多く寄せられてきました。もとより、総合評価方式は、望ましい方向への企業努力にインセンティブを与えるものであって、企業を峻別

して一部企業に対する参入障壁を築くためのものではありませんので、このような状況を放置することはできません。

一方、これまで企業が行ってきた様々な望ましい方向への努力を無にするということも合理的ではありませんし、これを無理に行うと建設業界全体でこれまで行われてきた努力がストップないしは、逆行してしまうことも懸念されます。

例えば、建設業界全体として、優良工事を行える技術者をできるだけ多く雇用してもらいたいし、県産品等を一層多く使って工事を行ってもらいたいという点に変わりはありませんから、このような方向を妨げないようにする必要があります。

そこで、以上のような点を総合的に勘案の上、できるだけ多くの企業、団体の意見を何次にもわたり聴取した結果を参考にし、最終的に次のような改正を行うことを決定し、その理由とともに発表します。

平成23年度県発注の建設工事の入札は、この決定を踏まえた手続きと判断基準に基づき行われます。ただし、ランダム係数に係る改正は、「公共工事等統合支援システム」の運用開始時期に合わせ、平成23年7月1日から適用します。

平成23年度の県工事の発注は、現下の厳しい経済環境と当県のインフラの一日も早い改善改良のため、できるだけ早期に実施しますが、これを円滑に行うため、各振興局単位で別紙資料をもとに詳細な説明会を行います。

見直しの内容

1 総合評価方式について

1) 「技術者の成績」の評価の見直し

① 「技術者の成績」は、次のように階段式からスロープ式配点とする。

【現行】	階段式		【見直し】	スロープ式	
・	60点未満	-1.0点	・	55点未満	-1.0点
・	60点以上65点未満	-0.5点	・	55点以上75点未満	-1.0点
・	65点以上70点未満	0.0点	$(\text{成績点} - 65.0) \div 10$		~1.0点
・	70点以上75点未満	0.5点	・	75点以上	1.0点
・	75点以上	1.0点			

② 1件のみの場合の配点の20%低減は廃止する。

(理由)

企業が優秀な技術者を雇用し、その技術者が優秀な工事を行った際に、これが報われるようにするということは、企業努力に対するインセンティブとしては、これを無視することはできない。しかしながら、その評価が、ある成績を境に階段状に急速に変わるといった評価方法は、ある種の企業には企業努力が報われないというような結果になる場合も生じ、インセンティブとしての効果をかえって殺ぐ結果ともなると思われる。

したがって、上記のようにスロープ式の評価方法を採用して、工事成績に応じた評価を加えることとする。

また、技術者の成績は、過去3年間に担当した工事成績の平均値を採用し、担当した工事が1件の技術者の評価は、20%低減としていたが、受注件数の多少による差が生じることから、これを廃止する。

2)「県産品・リサイクル製品の積極的利用」の評価の見直し

この制度は、県経済の発展のために、工事において県産品等をできるだけ使ってもらおうという意図のもとに、県産品等を利用した実績に応じて加点評価を行うものであり、これにより、一部企業に県産品等を積極的に発見し、これを使用しようという機運が盛り上がったところである。しかし、過去の実績により加点評価された企業が入札時に優遇される結果、県産品等をこれから導入しようとする企業がいつも落札できず、結果として参入障壁が形成されているという批判もある。とは言え、これを廃止するという事は、これまで県産品等を導入しようとしてきた企業の努力を無にするものであるとともに、県産品等はもう使わなくてもよいのかという間違ったサインを送ることにもなる。

そこで、過去の努力により加点評価を受けている企業に加え、次のような評価項目を追加する。(ただし、発注業種と同じ業種の実績のみで加点評価)

(i) 県産品等の使用実績1件を工事成績で認められた企業は、その後1年間に限り、1点の加点評価を認める。

(ただし、発注業種と同じ業種の実績のみで加点評価)

(ii) 過去において県産品等の使用実績を認められていない企業であっても、当該申請に係る工事において、仕様書に明記していない県産品等を一品目全数使用を約束した企業は、当該工事において1点の加点評価を認める。ただし、落札後、実際の工事において約束を守らなかった企業に対しては、ペナルティーを課す。

また、同時にできるだけ多くの企業が県産品等を使おうとし得るように、使用している県産品の範囲を運用によって広げるものとする。
(理由)

この改定により、過去における県産品等使用に努力した企業は、その努力を無にされることはなくなるとともに、これから県産品等を使用するよう努力をしつつ入札に参加しようとする企業にも相応の配慮を行うことによって、業界全体が県産品等使用に向かうことが期待される。

この際、「現行の県産品等を明記している仕様書によれば、これから県産品等を使用するよう努力しようとしても、新しい県産品等が発見できない。」とする意見もあったので、運用を変更し、新たに県産品等を使おうとする余地をできるだけ広くしようとした。

また、このことは、単に建設業界の利益のみならず、県産品等を製造、販売する県内製造業者等の発展を助け、ひいては県経済全体の浮揚に資するものである。

3) 「監理技術者の保有する資格」の評価

次のとおり、資格取得後の加点対象年数を短縮する。

【現行】

- ・資格取得後10年以上 1点
- ・資格取得後10年未満 0.5点



【見直し】

- ・資格取得後5年以上 1点
- ・資格取得後5年未満 0.5点

(理由)

予定価格6千万円以上1億円未満の工事においては、監理技術者の配置により、下請け企業の適切な指導、監督等、総合的な監理を行う必要があるため、監理技術者の資格取得後10年以上のベテラン技術者に対し1点加点評価することとしていたが、10年以下の若手技術者でも、この資格を取得するまでに十分な実務経験を積んでいるという意見に十分な合理性があると判断されることから、加点評価する年数を5年まで短縮する。

4) 受注のない企業等への配慮について

最近県工事の受注のない企業にも受注機会を確保するため、予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事のうち、約2割の件数で「**技術者の成績**」「**本店有無**」「**県産品等の積極的利用**」を除いた**3項目**で評価する「**新規参入特例**」を1年間に限り試行する。

【現行】評価項目

技術者成績、技術者資格、継続教育
本店の有無、大規模災害時の協定締結、
県産品・リサイクル製品 の6項目



【新規参入特例】評価項目

技術者資格、継続教育
大規模災害時の協定締結 の3項目

※「**新規参入特例**」の入札参加条件は、当該年度を含まない過去1カ年度に県発注の土木一式工事に入札参加しているが、受注実績（災害等緊急対応工事除く）がない企業とする。ただし、当該年度に県発注の土木一式工事を受注した時点で、当該特例に参加できないものとする。

(理由)

特別簡易型の総合評価方式において、「優秀な技術者の常時雇用」や「県内調達」などの企業努力を行った企業に加点評価が行われているが、この結果、実績のない企業は、入札時に不利になり、落札できない結果、いくら努力してもそれが達成できないという不満が生じていた。そこで、1年間に限定した特別措置として「**新規参入特例**」により、受注のない企業の受注機会確保をより容易にして、より多くの企業に入札に参加する機会を実質的に拡大することとする。

なお、この際に工事を行う市町村に本店を有する企業に1点の加点評価を加えるか否かについては、業界の意見が分かれたところであるが、今回の措置は、入札に参加出来なかった企業にできるだけ広く入札の機会を与えるという臨時異例の措置であるので、このような加点評価は加えないこととした。

2 舗装工事について

1) 舗装工事の地域要件の見直し

予定価格1千5百万円未満の舗装工事の地域要件を、**紀北・紀南の2ブロックとする。**

【現行】地域要件

全ての舗装工事 県内一円

【見直し】地域要件

予定価格1千5百万円以上 県内一円

予定価格1千5百万円未満 県内2ブロック

(有田以北・日高以南)

但し、主たる営業所又は自社所有のアスファルトプラントが当該ブロック内に存すること。

(理由)

舗装工事については、地域要件を県内一円としていたが、その結果紀南の工事においても紀北の企業が受注することが多くなっていた。

一方、「地域に根ざした地元企業の施工により、きめ細かな道路維持管理を図るべきである。」という意見があり、紀北、紀南を2ブロックに分けたとしても、それぞれに相当の企業が存することもあるので、緊急的な工事や地元のニーズに対応する工事等の小規模な舗装工事は、地元企業の施工によるように、現行の地域要件を2分するものである。

3 資格審査について

1) 資格審査の厳正化について

資格審査については、これまでも厳正な審査を徹底しているところであるが、**今後更に、反社会的行動をした建設企業に対し、厳正な審査を行う。**

(理由)

当県の公共調達制度改革においては、指名競争入札制度を全廃する代わりに、暴力団関係企業などの反社会的企業については、従来から建設業法で定められている「建設業の許可」「経営事項審査」に加えて、「入札参加資格」審査の際に入札参加資格を与えないという制度をとっている。

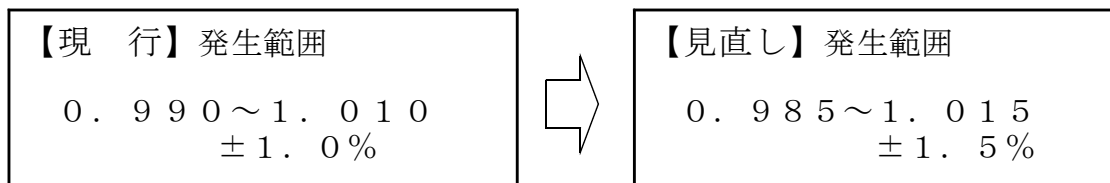
しかしながら、最近一部の建設企業においては、県の公共調達制度について、真正でない情報を故意に流し、その信頼性を揺るがし、これを政治的に利用しようとするがごとき言動をろうする者もいるとの報告も寄せられている。これは、本公共調達制度の円滑な運用に対して支障となるものである。よって、2年に一度の入札参加資格審査の際には、このような点も含め反社会的行動をした建設企業に対しては、厳正な審査を行う。また、「営業所調査」を随時行い、入札参加者として適当でない場合は、格付けの一時取り消しなど「不良不適格業者の排除」を徹底する。

このことによって、誠実に企業努力を行い、真実を語ることによって当局に協力し、当制度の円滑な運用に貢献する企業に報いるものになりたい。

4 建設工事における最低制限価格と調査基準価格の算出方法について

1) ランダム係数の発生範囲の拡大

予定価格1億円未満の工事については、予定価格を事前公表しており、最低制限価格をよりわかりにくくするため、ランダム係数の発生範囲を拡大する。



(理由)

ランダム係数は、最低制限価格の数値を事前に当局から入手して、これを入札の際自社に有利に利用しようとする企てを無効化するために導入された工夫である。

しかし、その発生範囲は、前後1%合計2%に止まるために、過去の実績により2点の加点評価を受けている企業が、予定価格から類推計算した最低制限価格の近辺に入札価格を定めて入札した際には、このような加点評価を未だ有しない企業は常に入札で敗れるという事態が生じているという指摘がなされた。もとより総合評価方式は、企業努力に対するインセンティブを与えるものであって、特定の企業に参入障壁を形づくることを目的としたものではない。また、このような行動を加点評価企業がとることによって、加点評価企業が常に最低制限価格近傍で落札しようとする傾向が助長されている面もある。

そこで、ランダム係数の発生範囲をより拡大して、以上のような行動があまり意味がなくなるように配慮することとした。

しかしながら、発生範囲の大幅な拡大は、ある場合には、ランダム係数をかけた後の「最低制限価格」を大幅に下げたしまい、その結果、落札価格も下げてしまう場合もあることから、その拡大幅は最小限に留めることとした。

見直しの適用時期

- ・平成23年4月1日公告分の建設工事から適用する。
- ・ランダム係数については、「公共工事等統合支援システム」の運用開始時期に合わせ、平成23年7月1日公告分の建設工事から適用する。

なお、今回の改正においては、

- 1 「技術者等の雇用数」による評価
- 2 「工事箇所と同一市町村の本店の有無」の評価の見直し
- 3 予定価格の事後公表の適用範囲拡大
- 4 建築一式工事における発注区分の見直し（金額の引き上げ）
- 5 舗装工事に係る総合評価方式の適用金額の見直し（金額の引き下げ）

については、業界の中に反対する声が多く、見送ることとする。

しかしながら、上記3については、予定価格を公表することによって最低制限価格の類推がより容易になり、これによって業界のダンピング体質が温存されることから、ダンピングを防止して、建設業界の経営力を強化するためにも、本来望ましいことである。今回は、中小零細企業において工事価格の見積力が未だ十分でないという意見が多かったことから改正を見送ることとしたが、建設企業たるもの工事の価格を見積る能力がないということは本来ならあってはならないことであるので、一日も早く多くの企業でこの能力をかん養し、予定価格の事後公表に移ることが望ましいと考えている。

また、次の2点についても、今回の改正の作業の中で、一部業界から提案があった注目すべき点であり、評価すべき点も多いことから、以下のとおり、将来の問題として検討を行うこととする。

1 総合評価方式における「簡易型」の復活について

平成21年2月から、入札の迅速化による景気刺激を理由に、緊急経済対策の一環として、「簡易な施工計画」の提案を求める「簡易型」の総合評価方式であった予定価格5千万円以上1億円未満の建設工事に、上記提案を求めない「特別簡易型」の総合評価方式を適用している。これに対して、「簡易型の方が、建設企業の当該工事への取り組み努力が評価されるので望ましい。」との意見がなされたが、平成21年の改正が入札の迅速化という景気対策によるものであるもので、将来このような緊急要請がなくなれば、もとの「簡易型」の総合評価方式の復活を検討することとする。

2 土木一式工事における直近下位ランクへの入札参加について

直近下位ランクへの入札参加については、和歌山県の公共調達制度の根本理念を議論した「和歌山県公共調達検討委員会報告書」の考えに沿うものであり、また、一部の業界からは、「そうした方がかえって業界全体の発展のためには望ましい。」という意見も出されたため、今後、業界全体の業況を勘案の上検討を行うこととする。

問 い 合 わ せ 先		
担 当 課	担 当 者	電 話
技術調査課	諏訪・永井	3085、3082